

○津山圏域資源循環施設組合契約規則

平成 21 年 4 月 27 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 21 号

(目的)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合の財産の売却、貸与及び工事その他の請負並びに物件、労力その他の供給に関する契約（以下「契約」という。）については、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 契約については、津山市契約規則（平成 6 年津山市規則第 5 号）を準用する。

(支払方法の特例)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 2 項に規定する継続費又は同法第 214 条に規定する債務負担行為に係る契約（国等の補助事業に係るものに限る。）における代金の支払方法については、管理者が別に定める。

(契約保証金の特例)

第 4 条 地方自治法第 212 条第 2 項に規定する継続費又は同法第 214 条に規定する債務負担行為に係る契約（委託契約に限る。）を締結する場合であって、管理者が特に必要と認める場合においては、契約保証期間は年度ごとに分割することとし、契約保証金の額は当該事業年度の委託金額の 10 分の 1 以上とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 1 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 8 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 9 月 3 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。